

【参考資料1】

徳島県立保健製薬環境センター試験研究評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、徳島県立保健製薬環境センター（以下「保健製薬環境センター」という。）における試験研究について評価を行うことにより、県民、県内事業者等のニーズを的確に反映した効率的かつ効果的な試験研究を行い、もって本県の保健衛生の向上、環境の保全及び製薬業の振興に寄与することを目的とする。

(評価機関)

第2条 保健製薬環境センターの試験研究評価を行う機関として、徳島県立保健製薬環境センター試験研究評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第3条 委員会は、委員7名以内で組織する。

- 2 委員は、県民環境部長が委嘱する。
- 3 委員の任期は3年とする。但し、必要により再度委嘱することができる。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会の議長となる。
- 4 委員長に事故ある時は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は事務局の要請を受けて、委員長が招集する。

- 2 委員会は委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長がやむを得ないと認める場合は、委員は代理の者を出席させることができる。
- 4 委員長は特に必要があると認められるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 5 委員会は公開とする。

(評価の内容)

第6条 試験研究評価の内容は、次の号に掲げるとおりとする。

- (1) 事前評価 次年度に新たに実施する試験研究テーマについて、その必要性等について事前に評価を行う。
- (2) 中間評価 試験研究期間が3年以上となる試験研究テーマについて、その継続の必要性、進捗状況等について評価を行う。
- (3) 事後評価 試験研究の終了後、その成果、今後の普及

方法等について、評価を行う。

(評価の対象)

第7条 事前評価については、試験研究テーマのうち、次年に新たに実施しようとするテーマを対象とする。

- 2 中間評価については、試験研究テーマのうち、試験研究期間が3年以上となる全てのテーマを対象とする。
- 3 事後評価については、試験研究テーマのうち、前年度に研究が終了した全てのテーマを対象とする。

4 第1項から第3項までの規定にかかわらず、企業、団体等の個人情報を含む試験研究テーマ等については、委員長と事務局が協議の上、評価の対象としないことができる。

(評価の方法)

第8条 試験研究評価にあたっては、事務局は委員会に試験研究評価シートを提出し、これに基づき評価を行う。

- 2 評価結果は定量化するものとする。
- 3 試験研究評価シートの様式は事前評価、中間評価及び事後評価ごとに別に定める。

(評価の項目)

第9条 試験研究評価にあたっては、試験研究の必要性、目標、内容、成果、手法等について評価を行うものとする。

- 2 評価項目の詳細については、別に定める。

(評価の時期)

第10条 評価を行う時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事前評価 新たに試験研究を実施する年度の前年度に実施する。
- (2) 中間評価 試験研究期間が3年のものについては、原則として研究期間が1年以上となる年度において実施し、試験研究期間が4年以上のものについては、研究期間が2年以上となる年度に実施する。
- (3) 事後評価 試験研究が終了した年度の翌年度に実施する。

(国庫補助事業等の取扱)

第11条 前条の規定にかかわらず、国庫補助事業、委託事業等で事前評価を実施するいとまがないときは、事業実施後、最初に開催される委員会において報告するものとする。

(評価結果の反映)

第12条 保健製薬環境センター所長は、委員会の評価結果について、次の各号に掲げる事項に反映させるものとする。

- (1) 試験研究テーマの採択、不採択
- (2) 試験研究テーマの継続、休止
- (3) 試験研究テーマの内容等の修正
- (4) 予算の配分

2 保健製薬環境センター所長は、前項第1号から第3号までの措置を講じた場合は、委員会に報告するものとする。
(事務局)

第13条 委員会の事務局は、保健製薬環境センターに置く。
(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、試験研究評価の実施に關し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

2 徳島県保健環境センター試験研究評価委員会委員に委嘱された委員については、その任期の期間中はこの要綱により委嘱されたものとする。

3 第3条第3項の規定に關わらず、委員会設置後、新規に就任した委員の任期は平成25年8月26日までとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

【参考資料2】

徳島県保健環境センター試験研究評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、徳島県保健環境センター（以下「保健環境センター」という。）における試験研究について評価を行うことにより、県民、県内事業者等のニーズを的確に反映した効率的かつ効果的な試験研究を行い、もって本県の保健衛生の向上及び環境の保全に資することを目的とする。

(評価機関)

第2条 保健環境センターの試験研究評価を行う機関として、徳島県保健環境センター試験研究評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第3条 委員会は、委員6名で組織する。

2 委員は、県民環境部環境総局長が委嘱する。

3 委員の任期は3年とする。但し、必要により再度委嘱することができる。

(委員長)

第4条 委員会の委員は、別記のとおりとする。

2 委員長は会務を總理し、委員会の議長となる。

3 委員長に事故ある時は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は事務局の要請を受けて、委員長が招集する。

2 委員会は委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長がやむを得ないと認める場合は、委員は代理の者を出席させることができる。

4 委員長は特に必要があると認められるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 委員会は公開とする。

(評価の内容)

第6条 試験研究評価の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 事前評価 次年度に新たに実施する試験研究テーマについて、その必要性等について事前に評価を行う。

(2) 中間評価 試験研究期間が3年以上となる試験研究テーマについて、その継続の必要性、進捗状況等について評価を行う。

(3) 事後評価 試験研究の終了後、その成果、今後の普及方法等について、評価を行う。

(評価の対象)

第7条 事前評価については、試験研究テーマのうち、次年度に新たに実施しようとするテーマを対象とする。

2 中間評価については、試験研究テーマのうち、試験研究期間が3年以上となる全てのテーマを対象とする。

3 事後評価については、試験研究テーマのうち、前年度に研究が終了した全てのテーマを対象とする。

4 第1項から第3項までの規定にかかわらず、企業、団体等の個人情報を含む試験研究テーマ等については、委員長と事務局が協議の上、評価の対象としないことができる。

(評価の方法)

第8条 試験研究評価にあたっては、事務局は委員会に試験研究評価シートを提出し、これに基づき評価を行う。

- 2 評価結果は定量化するものとする。
- 3 試験研究評価シートの様式は事前評価、中間評価及び事後評価ごとに別に定める。

(評価の項目)

第9条 試験研究評価にあたっては、試験研究の必要性、目標、内容、成果、手法等について評価を行うものとする。

- 2 評価項目の詳細については、別に定める。

(評価の時期)

第10条 評価を行う時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事前評価 新たに試験研究を実施する年度の前年度に実施する。
- (2) 中間評価 試験研究期間が3年のものについては、原則として研究期間が1年以上となる年度において実施し、試験研究期間が4年以上のものについては、研究期間が2年以上となる年度に実施する。
- (3) 事後評価 試験研究が終了した年度の翌年度に実施する。

(国庫補助事業等の取扱)

第11条 前条の規定にかかわらず、国庫補助事業、委託事業等で事前評価を実施するいとまがないときは、事業実施後、最初に開催される委員会において報告するものとする。

(評価結果の反映)

第12条 保健環境センター所長は、委員会の評価結果について、次の各号に掲げる事項に反映させるものとする。

- (1) 試験研究テーマの採択、不採択
- (2) 試験研究テーマの継続、休止
- (3) 試験研究の内容等の修正
- (4) 予算の配分

2 保健環境センター所長は、前項第1号から第3号までの措置を講じた場合は、委員会に報告するものとする。

(事務局)

第13条 委員会の事務局は、環境首都課及び保健環境センターに置く。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、試験研究評価の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月27日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年8月27日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

【参考資料3】

徳島県立保健製薬環境センター試験研究内部評価実施要領

1 主旨

徳島県立保健製薬環境センター（以下「センター」という。）の行う試験研究について、県民、県内事業者等のニーズを的確に反映した効率的かつ効果的な実施を図るとともに、試験研究を行うセンター職員を養成するため、客観的な観点に立った内部評価を実施する。

2 評価の方法

(1) 徳島県立保健製薬環境センター試験研究内部評価委員会の設置

ア 危機管理部県民くらし安全局、県民環境部及び保健福祉部の職員で構成する徳島県立保健製薬環境センター試験研究内部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

イ 委員会の委員長はセンター所長とし、委員は、危機管理部県民くらし安全局、県民環境部及び保健福祉部の職員の中からセンター所長が指名する。

ウ 委員会には必要に応じ、部会を置くことができる。

エ 委員は、委員長の了解を得て、代理の者を出席させることができる。

オ 委員会は委員長が招集する。

(2) 内部評価

ア 事前評価

次年度に新たに実施する試験研究テーマについて、その必要性等について事前に評価を行う。

イ 中間評価

試験研究期間が3年以上となる試験研究テーマを対象に、進捗状況、目標達成度、情勢の変化等を勘案し、計画の変更・中止等について評価する。また、研究手法への助言を行う。

ウ 事後評価

試験研究の終了後、その成果を明らかにし、普及方法等について評価を行う。

エ 評価時期

徳島県立保健製薬環境センター試験研究外部評価委員会（以下「外部評価委員会」という。）の開催時期を勘案し、年度中の適切な時期に実施する。

(3) 評価の視点及び結果

- ア 内部評価の視点は別紙1のとおりとする。
- イ 委員会の委員は、評価の視点に基づく評価結果を別紙2（事前評価）、別紙3（中間評価）、別紙4（事後評価）により取りまとめ、センター所長に送付する。
- (4) 内部評価の方法
- ア 委員会における説明は、外部評価委員会の試験研究評価シートに準じる。
- イ 説明はセンター担当者が行う。
- 3 評価結果の活用
- (1) センター所長は、委員から報告のあった評価結果に基づき、適切な措置を講じる。
- 附 則
- この要領は平成16年4月1日から施行する。
- この要領は平成18年4月1日から施行する。
- この要領は平成21年4月1日から施行する。
- この要領は平成23年5月1日から施行する。
- この要領は平成24年4月1日から施行する。
- この要領は平成25年4月1日から施行する。
- 【参考資料4】
- 徳島県製薬指導所試験研究評価実施要綱**
- (目的)
- 第1条 この要綱は、徳島県製薬指導所（以下「製薬指導所」という。）における試験研究について評価を行うことにより、県民及び県内医薬品等製造業者のニーズを的確に反映した効率かつ効果的な試験研究を行い、もって本県の保健衛生の向上及び医薬品産業の育成に資することを目的とする。
- (評価機関)
- 第2条 製薬指導所の試験研究評価を行う機関として、徳島県製薬指導所試験研究評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- (組織)
- 第3条 委員会は、委員3名以内で組織する。
- 2 委員は、保健福祉部長が委嘱する。
- 3 委員の任期は3年とする。但し、必要により再度委嘱することができる。
- (委員長)
- 第4条 委員会は、委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会の議長となる。
- 4 委員長に事故ある時は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- (会議)
- 第5条 委員会は事務局の要請を受けて、委員長が招集する。
- 2 委員長がやむを得ないと認める場合は、委員は代理の者を出席させることができる。
- 3 委員長は、特に必要があると認められるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 4 委員会は公開とする。
- (評価の内容)
- 第6条 試験研究評価の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 事前評価 新たに実施する試験研究テーマについて、その必要性等について事前に評価を行う。
- (2) 中間評価 進行中の試験研究テーマについて、その継続の必要性、進捗状況等について評価を行う。
- (3) 事後評価 試験研究の終了後、その成果、今後の普及方法等について、評価を行う。
- (評価の対象)
- 第7条 事前評価については、試験研究テーマのうち、新たに実施しようとするテーマを対象とする。
- 2 中間評価については、試験研究テーマのうち、継続進行中のテーマを対象とする。
- 3 事後評価については、試験研究テーマのうち、直近に研究が終了したテーマを対象とする。
- 4 第1項から第3項までの規定にかかわらず、企業、団体等の事業上の秘密に属する情報等を含む試験研究テーマ及び軽微な試験研究テーマについては、委員長と事務局が協議の上、評価の対象としないことができる。
- (評価の方法)
- 第8条 評価にあたっては、事務局は委員会に試験研究評価シートを提出し、これに基づき評価を行う。
- 2 評価結果は定量化するものとする。
- 3 試験研究評価シートの様式は事前評価、中間評価及び事後評価ごとに別に定める。
- (評価の項目)
- 第9条 評価に当たっては、試験研究の必要性、目標、内容、成果、手法等について評価を行うものとする。
- 2 評価項目の詳細については、別に定める。
- (評価の時期)
- 第10条 評価を行う時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事前評価 新たに試験研究を実施する直前の委員会で実施する。
- (2) 中間評価 研究継続進行中に開催される委員会において実施する。
- (3) 事後評価 試験研究が終了した後に実施する。

(国庫補助事業等の取扱)

第11条 前条の規定にかかわらず、国庫補助事業、委託事業等で事前評価を実施するいとまがないときは、事業実施後、最初に開催される委員会において報告するものとする。

(評価結果の反映)

第12条 製薬指導所長は、委員会の評価結果について、次の各号に掲げる事項に反映させるものとする。

- (1) 試験研究テーマの採択、不採択
- (2) 試験研究テーマの継続、休止
- (3) 試験研究の内容等の修正
- (4) 予算の配分

2 製薬指導所長は、前項第1号から第3号までの措置を講じた場合は、委員会に報告するものとする。

(事務局)

第13条 委員会の事務局は、薬務課及び製薬指導所に置く。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、試験研究評価の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年3月16日から施行する。

【参考資料5】

徳島県立保健製薬環境センター試験研究評価委員会評価基準

1 徳島県立保健製薬環境センター試験研究評価委員会（以下「委員会」という。）の評価項目、評価の視点は次のとおりとする。

①事前評価

〔必要性〕

- ・県民・事業者等のニーズを踏まえた研究内容であるか
- ・県行政または事業者等のニーズを解決するために有効な研究であるか
- ・県の試験研究機関が率先して取り組むべき研究であるか

〔目標〕

- ・試験研究の目標が明確で具体性があるか
- ・試験研究成果が本県保健衛生・環境政策及び施策に反映できるか、または事業者等に活用され、実現の可能性があるか

〔研究内容〕

- ・事前調査等の準備は十分か
 - ・創造性や新規性、先進性があるか
- 〔手 法〕
- ・研究手法は適切なものとなっているか
 - ・試験研究を進める中で効果的な実施体制をとっているか
 - ・年次計画は適切になっているか

②中間評価

〔必要性〕（事前評価からの情勢変化を勘案した上で）

- ・県民・事業者等のニーズを踏まえた研究内容であり、十分な貢献が期待できるか

〔目 標〕

- ・試験研究の目標が明確で具体性があるか
- ・試験研究成果が本県保健衛生・環境政策及び施策に反映できるか、または事業者等に活用され、実現の可能性があるか

〔研究内容〕（評価時点において）

- ・創造性や新規性・先進性があるか
- ・新たな視点や発想を取り入れる必要性はないか

〔成 果〕（事前評価からの情勢変化を勘案した上で）

- ・計画に比べ研究の達成度はどうか

〔手 法〕

- ・研究手法に工夫が見られるか
- ・試験研究を進める中で効果的な実施体制をとっているか
- ・年次計画は適切に消化されているか。今後の調査計画は適切なものであるか。

③事後評価

〔成 果〕

- ・試験研究成果は目標をクリアしているか
- ・試験研究の成果に新規性、先進性はあるか
- ・試験研究成果が本県保健衛生・環境政策及び施策に活用、または事業者等において実用化される見込みはあるか
- ・成果の普及方法は適切か

2 委員会の委員は評価にあたり、各評価項目ごとに5段階評価を行うものとし、各試験研究テーマの評価点は、各委員の各評価項目の評価点の平均とする。

なお、評価に当たっての標準点は3点とする。